

社会福祉法人恵和 介護職員等特定処遇改善加算一時金の支給に関する内規

制 定 令和2年3月10日

（目的）

第1条 この内規は、社会福祉法人恵和（以下「法人」という。）給与規程第2条、パートタイム職員給与規程第2条に規定する給与及び賃金とは別に、厚生労働省が令和元年度から創設した介護職員等特定処遇改善加算制度（以下「特定処遇改善加算制度」という。）に基づき法人の職員に対し支給する特定処遇改善加算一時金（以下「特定処遇改善加算一時金」という。）について必要な事項について定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 法人の常勤職員又はパートタイム職員の別を問わず、法人が雇用する全ての職員に対し、特定処遇改善加算一時金を支給する。但し、賃金が月額や日額（回数）で業務内容が専門分野のパートタイム職員（音楽講師・絵画講師・理学療法士等）、及び理事を兼ねる管理監督者は除く。

（配分方法）

第3条 法人の定めた基準に従い支給対象者を【①経験・技能のある障害福祉人材】、【②他の障害福祉人材】、【③その他の職種】の3つのグループに分け、それぞれに配分金額に差をつけて配分する（配分割合①100%②50%③25%）。なお、法人の基準は別表の通りとする。

（支給額）

第4条 特定処遇改善加算一時金の支給額は、介護職員等特定処遇改善加算制度による加算見込み額を基本とし、理事長が定める額とする。

（支給回数及び支給日）

第5条 特定処遇改善加算一時金の支給回数は年1回とし、3月末日に支給する。ただし、業務の都合上繰り上げて支給することがある。

（算定期間）

第6条 支給する特定処遇改善加算一時金の算定期間は、当該年度の4月1日より当年3月31日とする。

(在籍の認定)

第7条 特定処遇改善加算一時金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(その他)

第8条 この内規は、介護職員等特定処遇改善加算制度が終了した時は廃止するものとする。

(補則)

第9条 この内規に定めのない事項については、必要に応じて理事長が定める。

附則

この規則は、令和2年3月10日から施行する。

別表 介護職員等特定処遇改善一時金 配分基準

対象職員	要件項目				グループ		
職種・役職	資格	雇用携帯	勤続年数 ※2	給与等級	①	②	③
支援員 事務員 相談員 看護師 栄養士	有資格 ※1	常勤 (週 40 時間)	10 年以上	要件なし	○	-	-
			10 年未満	5 級以上	○	-	-
			10 年未満	4 級以下	-	○	-
		常勤 (週 40 時間未満)	10 年以上	要件なし	○※3	-	-
			10 年未満	3 級以上	○※3	-	-
			10 年未満	2 級以下	-	○※3	-
		非常勤	10 年以上	要件なし	○※3	-	-
			10 年未満		-	○※3	-
	無資格	常勤 (週 40 時間)	要件なし	5 級以上	○	-	-
				4 級以下	-	○	-
		常勤 (週 40 時間未満)	要件なし	3 級以上	○※3	-	-
				2 級以下	-	○※3	-
		非常勤	要件なし	要件なし	-	○※3	-
上記以外の職種	要件なし	要件なし	要件なし	要件なし	-	-	○※3
室長	要件なし	要件なし	要件なし	要件なし	-	-	○

※1 有資格者は、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士とする。

※2 勤続年数は、恵和のみではなく、他法人の福祉関連、医療機関の経験を含む（常勤、非常勤問わず）。

※3 支給金額は、週 40 時間労働の常勤職員を基準として、週の労働時間に応じた常勤換算数に基づき支給する。ただし、常勤換算数は、小数点第二位以下を切り捨てとする。

※4 有資格、勤続年数及び雇用契約の内容については、当該年度の 3 月 1 日時点での判断とする。

※5 支給額は、算定期間中の勤務実績に応じて支給する。月の途中で採用された職員については、16 日以降の採用は、翌月 1 日の起算とする。